



県章

# 滋賀県公報

令和7年(2025年)

12月19日

第676号

金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

## ○ 訓 令

※滋賀県琵琶湖水政対策本部設置規程の一部改正(琵琶湖保全再生課) ..... 1

## ○ 告 示

道路区域の変更(道路保全課)	2
道路の供用開始(道路保全課)	2
電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条第1項に基づく道路の指定(道路保全課)	2
都市計画の決定(都市計画課)	3
都市計画の変更(都市計画課)	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定(流域政策局)	4
土砂災害警戒区域の指定(流域政策局)	5
土砂災害警戒区域の指定の解除(流域政策局)	5
土砂災害特別警戒区域の指定(流域政策局)	8
土砂災害特別警戒区域の指定の解除(流域政策局)	8

## ○ 公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告(中小企業支援課)	10
大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課)	11
公共測量実施公告(用地事業支援課)	11
公共測量終了公告(用地事業支援課)	12
環境影響評価書の縦覧公告(都市計画課)	12
一般競争入札の公告(下水道課)	13

## ○ 環境事務所告示

土壤汚染対策法第6条第4項の規定による指定の解除(東近江) ..... 15

## ○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告(湖東) ..... 16

## ○ 公安委員会告示

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第2項の規定に基づく同条第1項の規定による特定抗争指定暴力団等の指定の期限の延長(組織犯罪対策課) ..... 16

## ○ 病院事業庁規程

※滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の一部改正 ..... 16

※滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程の一部改正 ..... 18

## ○ 病院事業庁公告

一般競争入札の公告 ..... 21

## 訓

## 令

## 滋賀県訓令第19号

滋賀県琵琶湖水政対策本部設置規程(昭和42年滋賀県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

別表土木交通部の項中「監理課長」の右に「、技術管理課長」を加える。

## 付 則

この訓令は、令和7年12月22日から施行する。

## 告 示

### 滋賀県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和7年12月19日から令和8年1月9日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月大造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県道	中河内木之本線	長浜市余呉町田戸字池ノ久保 238番地先から	変更後	最小 23.8m ～ 最大 25.9m	24.0m	待避所整備に 伴う道路区域 の変更
		長浜市余呉町田戸字池ノ久保 255番地先まで	変更前	最小 3.4m ～ 最大 5.0m	24.0m	

### 滋賀県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年12月19日から令和8年1月9日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月大造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
木部野洲線	野洲市市三宅字持町270番1地先から 野洲市久野部字辻308番1地先まで	令和8.1.6 9時	L=105.2m

### 滋賀県告示第425号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

この関係図面は、令和7年12月19日から令和8年1月9日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月大造

道路の種類	路線名	区 間	指定の部分	備 考
県道	片岡栗東線	守山市勝部五丁目字下小福寺830番地先 から 守山市千代町字正田81番2地先まで	上下線	L=601.8m

**滋賀県告示第426号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定に基づき湖東都市計画道路を次のとおり決定したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 湖東都市計画道路 3・3・1号 びわこ東部幹線
- 2 都市計画を定める土地の区域 東近江市南清水町から愛知郡愛荘町島川まで、愛知郡愛荘町目加田から愛知郡愛荘町西出まで
- 3 図書の縦覧場所  
滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7-23  
滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4番1号

**滋賀県告示第427号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定に基づき豊郷甲良都市計画道路を次のとおり決定したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 豊郷甲良都市計画道路 3・3・1号 びわこ東部幹線
- 2 都市計画を定める土地の区域 犬上郡豊郷町吉田、犬上郡豊郷町八町から犬上郡甲良町小川原まで
- 3 図書の縦覧場所  
滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4番1号

**滋賀県告示第428号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき彦根長浜都市計画道路を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 彦根長浜都市計画道路 3・4・19号 原松原線、3・4・20号 原長曾根線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 彦根市原町
- 3 図書の縦覧場所  
滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4番1号

**滋賀県告示第429号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき近江八幡八日市都市計画道路を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 近江八幡八日市都市計画道路 3・3・4号 びわこ東部幹線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 近江八幡市安土町石寺から東近江市南清水町まで
- 3 図書の縦覧場所  
滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7-23

**滋賀県告示第430号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき彦根長浜都市

計画道路を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 彦根長浜都市計画道路 3・3・1号 彦根長浜幹線、3・3・7号 びわこ東部幹線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 犬上郡多賀町土田から彦根市佐和山町まで(3・3・1号 彦根長浜幹線)、犬上郡多賀町敏満寺から彦根市佐和山町まで(3・3・7号 びわこ東部幹線)
- 3 図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4番1号

#### 滋賀県告示第431号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 区域の名称 東沼波2号
- 2 区域の表示 次に掲げる地区の土地にある標柱1号から10号までを順次結んだ線および標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた区域(平成21年滋賀県告示第309号で指定した土地の区域を除く。)

市	町	大字	字	地番	標柱番号
彦根市	東沼波町		山ノ下	338	1
"	"		東山	387	2
"	"		"	"	3
"	"		"	"	4
"	"		"	389-1	5
"	"		"	"	6
"	"		山ノ下	370	7
"	"		"	368	8
"	"		"	379	9
"	"		"	386	10

#### 滋賀県告示第432号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 区域の名称 横田3号
- 2 区域の表示 次に掲げる地区の土地にある標柱1号から13号までを順次結んだ線および標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた区域(平成7年滋賀県告示第576号で指定した土地の区域を除く。)

郡	町	大字	字	地番	標柱番号
犬上郡	多賀町	横田	峯ヶ平	420	1
"	"	"	"	419	2
"	"	"	"	"	3
"	"	"	"	417-1	4
"	"	"	ハゲヤシキ	224	5
"	"	"	"	223	6
"	"	"	"	208-2	7
"	"	"	"	184	8
"	"	"	下海道	174	9
"	"	"	"	168	10

〃	〃	〃	〃	153-1	11
〃	〃	〃	〃	157-1	12
〃	〃	〃	峯ヶ平	422-1	13

**滋賀県告示第433号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本宮① I-1113	大津市本宮二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仰木① (I-1768)	大津市仰木二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仰木の里東③ (II-1087)	大津市衣川二丁目・仰木の里東八丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若葉台⑨ I-1123	大津市若葉台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若葉台② (I-1844)	大津市若葉台、膳所上別保町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若葉台③ (I-1845)	大津市若葉台、膳所上別保町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若葉台④ (I-1849)	大津市若葉台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若葉台⑤ (I-1851)	大津市若葉台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若葉台⑦ (I-1969)	大津市若葉台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上別保② (I-1970)	大津市膳所上別保町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北大路 (I-1853)	大津市北大路三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
盛越川支流① (1201113)	大津市若葉台、膳所上別保町	次の図のとおり	土石流
盛越川支流② (1201114)	大津市若葉台、膳所上別保町	次の図のとおり	土石流
川西谷 (1201302)	大津市葛川坊村町	次の図のとおり	土石流
川西谷② (1201303)	大津市葛川坊村町	次の図のとおり	土石流
カリ山谷 (1201304)	大津市葛川中村町	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第434号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、平成17年滋賀県告示第240号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川西谷② (1201303)	大津市葛川坊村町	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第435号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、平成17年滋賀県告示第296号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
中村②(I-1005)	大津市葛川中村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第436号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、平成17年滋賀県告示第329号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
カリ山谷(1201304)	大津市葛川中村町	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第437号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、平成17年滋賀県告示第336号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
川西谷(1201302)	大津市葛川坊村町	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第438号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、平成20年滋賀県告示第143号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
仰木一(I-1768)	大津市仰木二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第439号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、平成20年滋賀県告示第184号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
仰木の里東③（II-1087）	大津市衣川二丁目・仰木の里東八丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上別保②（I-1970）	大津市膳所上別保町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 滋賀県告示第440号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成21年滋賀県告示第211号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
若葉台②（I-1844）	大津市若葉台、膳所上別保町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若葉台③（I-1845）	大津市若葉台、膳所上別保町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若葉台④（I-1849）	大津市若葉台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若葉台⑤（I-1851）	大津市若葉台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若葉台⑦（I-1969）	大津市若葉台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若葉台⑧（II-1961）	大津市若葉台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
盛越川支流①（1201113）	大津市若葉台、膳所上別保町	次の図のとおり	土石流
盛越川支流②（1201114）	大津市若葉台、膳所上別保町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 滋賀県告示第441号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成23年滋賀県告示第141号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
北大路（I-1853）	大津市北大路三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 滋賀県告示第442号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成30年滋賀県告示第279号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
本宮_1 I-1113	大津市本宮二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若葉台_9 I-1123	大津市若葉台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第443号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
本宮_1 I-1113	大津市本宮二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
仰木_1 (I-1768)	大津市仰木二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
仰木の里東③ (II-1087)	大津市衣川二丁目・仰木の里東八丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
若葉台_9 I-1123	大津市若葉台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
若葉台② (I-1844)	大津市若葉台、膳所上別保町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
若葉台④ (I-1849)	大津市若葉台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
若葉台⑤ (I-1851)	大津市若葉台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
若葉台⑦ (I-1969)	大津市若葉台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上別保② (I-1970)	大津市膳所上別保町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北大路 (I-1853)	大津市北大路三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
盛越川支流②(1201114)	大津市若葉台、膳所上別保町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
川西谷 (1201302)	大津市葛川坊村町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
川西谷② (1201303)	大津市葛川坊村町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
カリ山谷 (1201304)	大津市葛川中村町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第444号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成17年滋賀県告示第354号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
中村② (I-1005)	大津市葛川町中村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第445号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成17年滋賀県告示第387号で指定した土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
カリ山谷(1201304)	大津市葛川中村町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第446号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成17年滋賀県告示第394号で指定した土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
川西谷(1201302)	大津市葛川坊村町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第447号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成20年滋賀県告示第146号で指定した土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
仰木-1(I-1768)	大津市仰木二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第448号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成20年滋賀県告示第188号で指定した土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
仰木の里東③(II-1087)	大津市衣川二丁目・仰木の里東八丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第449号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成21年滋賀県告示第214号で指定した土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
若葉台②(I-1844)	大津市若葉台、膳所上別保町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
若葉台③(I-1845)	大津市若葉台、膳所上別保町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
若葉台④(I-1849)	大津市若葉台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
若葉台⑤(I-1851)	大津市若葉台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
若葉台⑦(I-1969)	大津市若葉台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第450号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成23年滋賀県告示第150号で指定した土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
北大路(I-1853)	大津市北大路三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第451号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成30年滋賀県告示第280号で指定した土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
本宮_1 I-1113	大津市本宮二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
若葉台_9 I-1123	大津市若葉台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

#### 大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があつたので公告する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) 万代堅田店 大津市今堅田二丁目20番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社万代 大阪府大阪市生野区小路東三丁目10番13号 代表取締役 阿部秀行 ほか3者
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社万代 大阪府大阪市生野区小路東三丁目10番13号 代表取締役 阿部秀行

- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和8年8月4日  
5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,828平方メートル  
6 駐車場の収容台数 162台  
7 駐輪場の収容台数 110台  
8 荷さばき施設の面積 132平方メートル  
9 廃棄物等の保管施設の容量 70.1立方メートル  
10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 株式会社万代 7時から24時まで ほか未定物販店舗①、②および③ 7時から22時まで  
11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 駐車場①および② 6時30分から24時30分まで  
12 駐車場の自動車の出入口の数 2か所  
13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設①および② 6時から22時まで 荷さばき施設③ 6時から9時まで  
14 届出年月日 令和7年12月3日  
15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間  
(1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1  
(2) 縦覧期間 令和7年12月19日から令和8年4月20日まで  
16 意見書の提出期限および提出先  
(1) 提出期限 令和8年4月20日  
(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンタウン湖南 湖南市岩根4580番地  
2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名  
(1) 変更前 株式会社甲賀建材店 湖南市夏見2116 代表取締役 福島正典 ほか13者  
(2) 変更後 株式会社阪急デリカ 大阪府大阪市北区角田町8番7号 代表取締役 森川保 ほか13者  
3 変更年月日 令和5年9月30日ほか  
4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店および代表者等の変更のため  
5 届出年月日 令和7年11月29日  
6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間  
(1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
湖南市環境経済部商工観光労政課 湖南市中央一丁目1番地  
(2) 縦覧期間 令和7年12月19日から令和8年4月20日まで  
7 意見書の提出期限および提出先  
(1) 提出期限 令和8年4月20日  
(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近江八幡市長 小西 理から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（修正数値図化）
- 2 作業の地域 近江八幡市安土町下豊浦、安土町常楽寺、安土町大中、沖島町、北津田町、島町、白王町、大中町、長命寺町、津田町、中之庄町、円山町
- 3 作業の期間 令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

#### 公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（水準点測量）
- 2 作業の地域 草津市下笠町、志那町、北山田町
- 3 作業の期間 令和7年12月8日から令和8年2月28日まで

#### 公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、栗東市長 竹村 健から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（デジタル数値撮影、写真地図作成）
- 2 作業の地域 栗東市全域
- 3 作業の期間 令和7年12月8日から令和8年3月31日まで

#### 公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業の地域 野洲市三上、北櫻
- 3 作業の終了日 令和7年11月27日

#### 公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
- 2 作業の地域 甲賀市土山町野上野
- 3 作業の終了日 令和7年11月28日

#### 環境影響評価書の縦覧公告

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第21条第2項および第25条第2項の規定に基づき、国道8号彦根～東近江（仮称）に係る環境影響評価書の作成および補正をし、滋賀県知事、東近江市長、近江八幡市長、彦根市長、愛荘町長、豊郷町長、甲良町長および多賀町長に送付しましたので、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第27条の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価書および要約書を縦覧に供します。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 法第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者の名称 滋賀県
- 2 事業予定者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 国土交通省近畿地方整備局 近畿地方整備局長 斎藤博之 大阪府大阪市中央区大手前三丁目1番41号
- 3 都市計画対象事業の名称等
  - (1) 名称 国道8号彦根～東近江（仮称）
  - (2) 種類 法第2条第2項第1号に規定する一般国道の改築の事業
  - (3) 規模 延長約23km、4車線道路
- 4 都市計画対象事業が実施されるべき区域 東近江市、近江八幡市、彦根市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町および犬上郡多賀町
- 5 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 東近江市、近江八幡市、彦根市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町および犬上郡多賀町
- 6 環境影響評価書および要約書の縦覧場所  
国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所計画課（大津市竜が丘4番5号）  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）  
滋賀県東近江環境事務所（東近江市八日市緑町7番23号）  
滋賀県湖東環境事務所（彦根市元町4番1号）  
東近江市都市整備部広域事業推進課（東近江市八日市緑町10番5号）  
近江八幡市都市整備部国・県事業推進室（近江八幡市安土町小中1番地8）  
彦根市都市政策部都市計画課（彦根市元町4番2号）  
愛荘町建設・下水道課（愛知郡愛荘町安孫子72番地）  
豊郷町企画振興課（犬上郡豊郷町石畠375番地）  
甲良町建設水道課（犬上郡甲良町大字在土353番地1）  
多賀町企画課（犬上郡多賀町多賀324番地）  
なお、令和7年12月19日から令和8年1月19日までの間、滋賀県のホームページ（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/>）でも御覧いただけます。
- 7 環境影響評価書および要約書の縦覧の期間および時間 令和7年12月19日から令和8年1月19日までの各縦覧場所における執務時間内
- 8 この公告で示した事項に係る問合せ先  
環境影響評価書および要約書の縦覧に関すること 滋賀県土木交通部都市計画課 電話 077-528-4182  
都市計画対象事業に関すること 滋賀県土木交通部道路整備課 電話 077-528-4142

#### 一般競争入札の公告

令和8年度における琵琶湖流域下水道東北部浄化センター都市ガス供給業務の契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年12月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務名および数量 令和8年度琵琶湖流域下水道東北部浄化センター都市ガス供給業務 一式
  - (2) 業務の内容等 琵琶湖流域下水道東北部浄化センターにおける都市ガスの供給業務。詳細は、入札説明書別冊仕様書による。
  - (3) ガス供給期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（定例検針日に変動がある場合は、開始日および終了日について、定例検針日に合わせて変動するものとする。）。なお、契約日からガス供給期間の始期までの間に事前準備を要するものとする。
  - (4) 履行場所 琵琶湖流域下水道東北部浄化センター（彦根市松原町1550番地）
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
  - (4) 入札参加者に必要な資格等（令和7年滋賀県告示第20号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参

加資格者名簿に次に示す営業種目が登録されている者であること。

営業種目 大分類：物品 中分類：燃料・油脂・電力 小分類：都市ガス

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

(5) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。

- ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- オ 銀行取引停止処分がなされている者

(6) 次のアからウまでに掲げる要件を全て満たす者であること。

- ア ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の規定に基づきガス小売事業者として登録を受けている者であること。
- イ 入札参加資格確認の申請時までに適正な大口ガス供給条件等を定めていること。
- ウ 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者または個人もしくは法人の代表者の委任を受けた者(以下「代表者等」という。)が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(5)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 業務を適正かつ安定的に実施できる体制の確認調書
- ウ ガス事業法第3条の規定に基づきガス小売事業者としての登録が確認できる書類
- エ 適正な大口ガス供給条件等を定めていることが確認できる書類
- オ 誓約書

(2) 提出期間 令和7年12月19日(金)から令和8年1月13日(火)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)

(3) 提出場所および提出方法 滋賀県北部流域下水道事務所 〒522-0002 彦根市松原町1550番地 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。

(4) 入札参加資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和8年1月16日(金)までに入札参加資格確認結果通知書を送付する。

(5) その他 必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認めた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を令和8年1月21日(水)までに郵送または持参で3(3)に示す場所へ提出し、説明を求めることができる(FAXおよび電子メールによるものは、受け付けない。)。

なお、説明を求められた場合は、令和8年1月28日(水)までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県北部流域下水道事務所 〒522-0002 彦根市松原町1550番地 電話 0749-26-6633
- (2) 契約条項を示す期間 令和7年12月19日(金)から令和8年1月28日(水)まで(休日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)
- (3) 入札説明書の交付方法 (1)に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigousya/nyusataubaikyaku/itaku/>)からダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。
- (4) 入札説明会 行わない。

## (5) 入札書の受領期限

ア 受領期限 令和8年1月28日(水)16時までに(1)に示す場所に到着したものに限り受け付ける。

イ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。

## (6) 開札の日時および場所 令和8年1月29日(木)10時 滋賀県北部流域下水道事務所(東北部浄化センター) 第2ポンプ棟入札室 彦根市松原町1550番地

なお、入札参加者またはその代理人が開札への立会いを希望する場合は、開札に立ち会うことができる(その場合、開札時間までに開札場所を訪ねること。)。

## 6 入札方法等

## (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札者の決定の判断には入札書の入札金額の記載金額を用いるが、落札額は入札単価に応じて決定することに注意すること。

## 7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

## 8 契約書の作成の要否 要

## 9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

## (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

## (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法 滋賀県が入札参加資格があると認めた入札参加者であつて、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つたものを落札者とする。

11 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

## 13 その他必要事項

(1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明すること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(4) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

## 14 Summary

(1) Nature of the service to be purchased : Commissioned service for city gas at Touhokubu Water Reclamation Plant in Lake Biwa Sewerage System

(2) Application submission deadline : 16:00, January 13, 2026

(3) Bid submission deadline : 16:00, January 28, 2026

(4) For further information, contact : Shiga Prefecture Northern Regional Sewerage Office, 1550 Matsubara-cho, Hikone-shi, Shiga 522-0002 Japan TEL 0749-26-6633

## 環境事務所告示

## 滋賀県東近江環境事務所告示第3号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項の規定により、平成30年滋賀県東近江環境事務所告示第1号により指定した要措置区域の指定を解除する。

令和7年12月19日

滋賀県東近江環境事務所長 上田宣和

- 1 指定を解除する区域の所在地 蒲生郡竜王町大字西横関字中島385番の一部、397番の一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 クロロエチレン、シスー1, 2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびトリクロロエチレン
- 4 土壌含有量基準（規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去  
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県東近江環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

## 農業農村振興事務所公告

## 土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、豊郷町土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和7年12月19日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 吉永富彦

- 1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	村岸善一	犬上郡豊郷町大字石畠467番地

- 2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	中島政幸	犬上郡豊郷町大字安食南1番地34

## 公安委員会告示

## 滋賀県公安委員会告示第156号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第15条の2第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による特定抗争指定暴力団等の指定の期限を延長するので、次のとおり告示する。

令和7年12月19日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

- 1 (1) 特定抗争指定暴力団等 令和6年滋賀県公安委員会告示第71号（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第1項の規定に基づく特定抗争指定暴力団等の指定）1に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
  - (2) 延長後の指定の期限 令和8年3月20日まで
- 2 (1) 特定抗争指定暴力団等 令和6年滋賀県公安委員会告示第71号（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第1項の規定に基づく特定抗争指定暴力団等の指定）2に係る特定抗争指定暴力団等（紺會）
  - (2) 延長後の指定の期限 令和8年3月20日まで

## 病院事業庁規程

## 滋賀県病院事業庁規程第12号

滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第11号)の一部を次のように改正する。

令和7年12月19日

滋賀県病院事業庁長 正木隆義

第6条の2第2項第1号中「第15条」の右に「および付則第24項第2号」を加える。

付則第21項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（特殊勤務手当の種類の特例）」を付し、同項中「令和7年4月1日」を「令和8年1月1日」に、「および救急医療業務手当」を「、救急医療業務手当および特殊診療手当」

に改める。

付則第22項の前に見出しとして「(救急医療業務手当)」を付する。

付則第46項中「付則第33項」を「付則第35項」に改め、同項を付則第48項とする。

付則第45項の前の見出しを削り、同項中「付則第33項」を「付則第35項」に改め、同項を付則第47項とし、同項の前に見出しとして「(付則第35項の規定の適用を受ける職員の初任給調整手当の支給期間および支給額)」を付する。

付則第44項(見出しを含む。)中「付則第33項」を「付則第35項」に改め、同項を付則第46項とする。

付則第43項(見出しを含む。)中「付則第33項」を「付則第35項」に改め、同項を付則第45項とする。

付則第42項中「付則第41項」を「付則第43項」に改め、同項を付則第44項とする。

付則第41項中「付則第33項」を「付則第35項」に、「付則第35項、第37項または第38項」を「付則第37項、第39項または第40項」に改め、同項を付則第43項とする。

付則第40項中「付則第33項」を「付則第35項」に、「付則第35項」を「付則第37項」に改め、同項を付則第42項とする。

付則第39項中「付則第35項または」を「付則第37項または」に、「付則第35項、第37項または第38項」を「付則第37項、第39項または第40項」に改め、同項を付則第41項とする。

付則第38項中「付則第35項」を「付則第37項」に、「付則第33項」を「付則第35項」に改め、同項を付則第40項とする。

付則第37項中「付則第33項」を「付則第35項」に、「付則第35項」を「付則第37項」に改め、同項を付則第39項とし、付則第36項を付則第38項とする。

付則第35項中「付則第37項」を「付則第39項」に、「付則第33項」を「付則第35項」に改め、同項を付則第37項とし、付則第34項を付則第36項とする。

付則第33項の前の見出しを削り、同項中「付則第35項」を「付則第37項」に改め、同項を付則第35項とし、同項の前に見出しとして「(給料月額に関する特例)」を付し、付則第32項を付則第34項とし、付則第24項から付則第31項までを2項ずつ繰り下げ、付則第23項の次に次の2項を加える。

#### (特殊診療手当)

24 特殊診療手当は、次の各号に掲げる職員が当該各号に掲げる業務に従事したときに支給する。

- (1) 総合病院に勤務する医師 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第9部通則5イ(1)から(3)までに掲げる点数を加算して費用を算定する処置または同章第10部通則12イ(1)から(3)までに掲げる点数を加算して費用を算定する手術を行う業務
- (2) 医師 月曜日から金曜日までの日(祝日法による休日および12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの時間以外の時間において受け付けた救急患者を入院させる業務(入院の決定を伴うものに限る。)

25 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる業務のうち、診療報酬の算定方法別表第1第2章第9部通則5イ(2)に掲げる点数を加算して費用を算定する処置または同章第10部通則12イ(2)に掲げる点数を加算して費用を算定する手術を行う業務 業務1回につき次に掲げる所定点数(診療報酬の算定方法に規定する当該処置または手術に係る所定点数をいう。次号において同じ。)(複数手術に係る費用の特例(平成30年厚生労働省告示第72号)第1項第1号に規定する従たる手術を行う業務または同項第2号に規定する従たる手術を行う業務にあっては、当該従たる手術に係る所定点数の100分の50に相当する点数。次号において同じ。)の区分に応じ、当該区分に掲げる額

ア 10,000点未満 2,500円

イ 10,000点以上20,000点未満 5,000円

ウ 20,000点以上30,000点未満 10,000円

エ 30,000点以上40,000点未満 15,000円

オ 40,000点以上 20,000円

- (2) 前項第1号に掲げる業務のうち、診療報酬の算定方法別表第1第2章第9部通則5イ(1)もしくは(3)に掲げる点数を加算して費用を算定する処置または同章第10部通則12イ(1)もしくは(3)に掲げる点数を加算して費用を算定する手術を行う業務 業務1回につき次に掲げる所定点数の区分に応じ、当該区分に掲げる額

ア 10,000点未満 5,000円

イ 10,000点以上20,000点未満 10,000円

ウ 20,000点以上30,000点未満 20,000円

エ 30,000点以上40,000点未満 30,000円

オ 40,000点以上 40,000円

(3) 前項第2号に掲げる業務 業務1回につき3,000円

**付 則**

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

**滋賀県病院事業庁規程第13号**

滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第12号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月19日

滋賀県病院事業庁長 正木 隆義

第6条第3項中「より、」の右に「第1項後段の規定により定めた勤務日または」を加え、同条に次の1項を加える。

4 所属長は、前項の規定に基づき勤務日の変更を行った場合は、勤務日変更簿（別記様式第1号）に必要事項を記載して、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

第8条第2項中「別記様式第1号」を「別記様式第1号の2」に改める。

別記様式第1号を別記様式第1号の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

## 別 記

### 様式第1号（第6条関係）

## 勤務日変更簿

月 日 (曜日)	月 日 (曜日)				
月 日 (曜日)	月 日 (曜日)				

**付 則**

- 1 この規程は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にある改正前の別記様式第1号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができます。

**病院事業庁公告****一般競争入札の公告**

滋賀県立総合病院における手術用外視鏡システムの購入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年12月19日

滋賀県病院事業庁長 正木 隆義

**1 入札に付する事項**

- (1) 購入物品名および数量 手術用外視鏡システム 一式
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和8年3月27日(金)
- (4) 納入場所 滋賀県立総合病院 守山市守山五丁目4番30号

**2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。**

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等（令和7年滋賀県告示第20号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

営業種目 大分類：物品 中分類：医療用機器・医療用品

新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は隨時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) この公告に示した物品またはこれと同等のものを納入することができる者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。**

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類。なお、仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類は次のとおりとする。
  - ア 入札する物品のメーカー、製品名、型番、数量の一覧（仕様書「I. 調達物品名および構成内容」に対応したもの。）
  - イ 技術的要件に対する対応状況を示す文書（仕様書「III. 技術的要件」の各項目に対して説明し、それを証明するために必要な資料を添付すること。）
  - ウ 機器のカタログ、性能や機能の詳細を説明する文書等
  - エ その他、仕様書内で事前の提出を要求している書類

- (2) 提出期限 令和7年12月26日(金)15時まで

- (3) 提出場所

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム（詳細は(4)アによる。）

イ 滋賀県立総合病院総務課用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031

- (4) 提出方法

ア 電子申請による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し(2)に示す提出期限までに(3)アにより入札参加資格確認申請をすること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムによる入札参加資格確認申請はファイルを添付することができないので、電子で入札参加資格確認申請を行う場合は、別途、提出期限までに必

要とする書類をイまたはウにより提出すること。

イ 持参による場合 必要とする書類を②に示す提出期限までに③イに示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 必要とする書類を②に示す提出期限までに③イに示す場所に必着させること（書留郵便に限る。）。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(5) こ入札に参加する資格を有するかどうかの審査の結果は令和8年1月5日(月)までに通知する。

#### 4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム

イ 滋賀県立総合病院総務課用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031 FAX 077-582-5931

ウ この入札に関する問い合わせはイに示す場所で受け付ける。

エ 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、令和7年12月26日(金)15時までにイに示す場所に書面で提出すること。提出された質問を確認した後、令和8年1月5日(月)までを目途に、滋賀県物品・役務電子調達システムの添付ファイルに回答を添付する。また、滋賀県立総合病院総務課にて掲示する。

(2) 契約条項を示す期間

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム 令和7年12月19日(金)から令和8年1月13日(火)まで。

イ 滋賀県立総合病院総務課用度係 令和7年12月19日(金)から令和8年1月12日(月)(土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月3日を除く。)の9時から17時までおよび同月13日(火)の午前9時から12時まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、①アもしくはイに示す場所または郵送により交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会の日時および場所 行わない。

(5) 入札書の提出期間 令和8年1月6日(火)から令和8年1月12日(月)(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時までおよび同月13日(火)の午前9時から12時まで

(6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し⑤に示す入札書の提出期間内に入札すること。ただし、③④の入札参加資格確認申請書の提出にあたり滋賀県物品・役務電子調達システムを使用せず、紙のみで行った場合は、滋賀県物品・役務電子調達システムの制約上、電子入札ができないため、イまたはウにより提出すること。

イ 持参による場合 入札書を⑤に示す入札書の提出期間内に①イに示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 入札書を⑤に示す入札書の提出期間内に①イに示す場所に必着させること（書留郵便に限る。）。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和8年1月13日(火)13時 滋賀県物品・役務電子調達システム

#### 5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号）、滋賀県財務規則および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号）の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

#### 7 契約書の作成の要否 要

#### 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この入札に参加する者に必要な資格を有すると滋賀県病院事業庁が認めた入札参加者であつて、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

## 12 その他必要事項

- (1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県病院事業庁から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (6) その他詳細は入札説明書、仕様書による。

## 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Surgical Externalscope System, 1 set
- (2) Deadline for tender : 12:00, January 13, 2026
- (3) For further information, contact : General Affairs Division, Shiga General Hospital, 5-4-30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga 524-8524 Japan TEL 077-582-5031

